

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資のご案内

- 実質的な無利子化融資とは、公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、公庫以外の実施機関から利子補給を受けることで、お客さまのご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。
- 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、公庫以外の実施機関が行う「特別利子補給制度」の、各々の要件を満たしていただく必要がございます。

【中小企業事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付（注1・2）			詳細検討中	特別利子補給制度（注1・2）								
ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 （1）最近1ヵ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 （2）業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少 ①過去3ヵ月（最近1ヵ月含む。）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10～12月の平均売上高		左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方		ご利用 いただける方							
			<table><tr><td></td><td>小規模事業者</td><td>中小企業者</td></tr><tr><td>個人</td><td>要件無し</td><td>売上高▲20%以上</td></tr><tr><td>法人</td><td>売上高▲15%以上</td><td>売上高▲20%以上</td></tr></table> (※1)小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（*）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう。中小企業者とは、この他の中小企業をいう。 （*）労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」 (※2)売上高要件の比較は、左記貸付で確認する最近1ヵ月に加え、その後2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較。				小規模事業者	中小企業者	個人	要件無し	売上高▲20%以上	法人
	小規模事業者	中小企業者										
個人	要件無し	売上高▲20%以上										
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上										
資金の お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および長期運転資金		—		—							
融資限度額	別枠 3 億円		左記の融資限度額のうち、1 億円以下の部分		補給限度額							
ご返済期間 ＜据置期間＞	設備資金：20 年以内＜うち5 年以内＞ 運転資金：15 年以内＜うち5 年以内＞		当初3 年間		補給期間							
利率（年） （注3）	1 億円以下	当初3 年間：基準利率－0.9% 3 年経過後：基準利率	左記の1 億円以下の部分にかかる「基準利率－0.9%」の利子（支払利息）（※） （※）一旦公庫にご返済後、支払済み利子額を別機関から補給		補給率 （注4）							
	1 億円超	基準利率										
担保	無担保		—		—							
実施機関	日本政策金融公庫（中小企業事業）		政府の指定する実施機関 現時点では未定		実施機関							

（注1）経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（令和2年3月13日・20:00版）より作成し、経済産業省において監修

（注2）令和2年1月29日以降にご利用いただいたセーフティネット貸付等のご融資も、特別貸付等の要件に該当する場合は遡及適用が可能

（注3・4）令和2年3月17日時点での適用例（運転資金7,000万円・5年返済の場合）

【1億円以下の部分】当初3年間：0.21%、3年経過後：1.11%

↑ この部分の支払済み利子額を後日実施機関から補給し、実質的に無利子化

「実質無利子化」に関するQ & A（令和2年3月17日現在）

Q 新型コロナウイルス感染症特別貸付は「実質的に無利子」と聞きましたが、概要を教えてください。

A 新型コロナウイルス感染症特別貸付は、一定の要件に該当する場合、当初3年間、3,000万円を限度（国民生活事業。中小企業事業においては1億円）として、災害発生時の融資制度に適用される利率から0.9%低減した利率が適用されます。

ご融資後は、利息も含め公庫にご返済いただきますが、後日、低減した利率の利息部分について、お客さまへお返しする、いわゆる利子補給の制度（特別利子補給制度）（注）が政府において設けられることになっており、利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。

（注）新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

	小規模事業者	中小企業者
個人	要件なし	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	

（※1）小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（*）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいいます。中小企業者とは、この他の中小企業をいいます。

（*）労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」

（※2）売上高要件の比較は、新型コロナウイルス感染症特別貸付で確認する最近1ヵ月に加え、その後の2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較します。

特別利子補給制度の具体的な手続きや実施機関などについては、詳細が中小企業庁ホームページ等で公表されるまで今しばらくお待ちください。

参考：[経済産業省のパンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」](#)